

令和4年11月29日（火）午後4時00分～

大阪市従業員労働組合 会議室

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉  
議事録

（環境施設組合）

それでは、9月16日に申し入れを受けました「2022年賃金改定要求並びに期末  
勤勉手当に関する申し入れ」について回答する。

当環境施設組合の勤務労働条件については、これまでから申し上げているとお  
り、大阪市に準拠した給与水準としていることから、令和4年度の給与改定等  
についても、大阪市に準じた対応を考えているところである。

大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、月例給について公民格差  
7,564円、1.93%に基づく給料表の改定を行うこととしており、当環境施設組合  
としましても、技能労務職給料表については、大阪市に準拠して、行政職給料表  
との均衡を考慮して改定を行うこととし、令和4年4月1日に遡及して実施する  
こととする。

具体の給料表については、「給料表」のとおりとする。

なお、これらに伴う差額支給は、12月16日の給与支給日とします。

続いて、期末勤勉手当についてですが、これについても大阪市に準拠し、再雇  
用職員以外の職員については、年間で0.1月分を引き上げて4.4月分に改定し、本  
年度については12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月期及び  
12月期の勤勉手当を0.05月ずつ均等に引き上げることとする。

再任用職員については、大阪市に準拠して年間で0.05月引き上げて2.3月に改  
定し、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月引き上げ、来年度以降は、  
6月期及び12月期の勤勉手当を0.025月ずつ均等に引き上げることとする。

具体的な勤勉手当の支給月数については、資料のとおりとする。また、支給日  
については12月9日の金曜日とする。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただく。なお、給与改定以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応していくので、よろしく願います。

#### (労働組合)

ただ今、課長より「2022年賃金改定要求」及び年末一時金に関する要求のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が示されたところである。

まずは、月例給についてである。大阪市が人事委員会より勧告された内容と同様に公民格差7,564円、1.93%に基づき給料表の改定を行うとの考えが示された。

さらに、期末・勤勉手当についても、年間で4.40月として本年度の12月期より0.10月引き上げ、改定に伴う差額精算については、12月16日の給与支給日に行うことも明らかにされた。

市従は、9月16日に行った環境施設組合との団体交渉以降、事務折衝において協議を行ってきたところであり、本日、示された内容に関しては、大阪市と市労連の決着内容を踏まえたものと認識するところである。市従として、給料表及び一時金の引き上げ改定を行うことは、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などの影響による厳しい生活実態の中にあっても、「質の高い公共サービス」を提供するため、懸命に業務に取り組んできた組合員の努力と、これまでの交渉経過を踏まえたものとして受け止めておく。

次に、一時金とは異なる課題について、人事評価制度についてであるが、昨年の賃金確定交渉において、評価制度の改正が行われ一定の改善が行われてきたと認識するところである。とはいえ、絶対評価点が期待レベルに達しているにも関わらず、相対化することによって、下位区分に位置付けられる課題については、依然として改善に至っていないことから、早急に制度の改善を行うよう求めておく。さらに、環境施設組合に対しても相対評価については、多くの問題があることから制度そのものを、廃止するよう再三にわたり指摘してきたところである。

そうした事から、安易に大阪市に準じるのではなく人財育成を目的とした評価制度にあらためるべきであり、引き続き改善を行うよう求めておく。そのうえで、環境施設組合として人事評価制度に対する考えを示されたい。

(環境施設組合)

ただ今、書記長から「人財育成を目的とした評価制度にあらためるべき」とのご指摘を受けたところについて、当環境施設組合の考えをお示しする。

環境施設組合では、この間、職員の頑張りや実績に報い、執務意欲の向上に資するよう、昇給制度、勤勉手当制度を運用してきたところであり、職員の勤務労働条件を大阪市に準拠している当環境施設組合としましては、大阪市の動向を見据えたうえで、必要に応じて条例改正等を実施している。

当環境施設組合としては、今後も職員の頑張りや実績に報いた制度のあり方を検証し、執務意欲の向上につながる人事評価制度となるよう、大阪市の動向を注視しながら、誠意を持って交渉していきたいと考えているので、ご理解賜りたい。

(労働組合)

ただ今、課長より、環境施設組合としての人事評価制度に対する考え方が示されてきたところである。繰り返しになるが、公平・公正な人財育成のための制度とは程遠い相対評価制度については、制度そのものを廃止するよう再三求めてきたところである。人財育成に重きをおいた人事評価制度となるよう引き続き、市従本部と交渉・協議を行い改善に向けて努力するよう改めて求めておく。

市従が申し入れた 2022 年賃金改定に関わる要求項目については、組合員の勤務労働条件に関わる極めて重要な事項であり、環境施設組合として、主体性を発揮し、誠実で誠意ある交渉・協議を行うことを改めて求めておく。

そのうえで、本日示された回答については、市従として基本的に了解し大綱的に判断した上で、本日の交渉を終えることとする。